

新規上場申請のための有価証券報告書（Iの部）
及び新規上場申請のための四半期報告書の適正性に関する確認書

2021年3月19日

株式会社東京証券取引所

代表取締役社長 清田 瞭 殿

会 社 名 株式会社ネオマーケティング

代表者の
役 職 代表取締役

氏名(署名) 橋本 光伸



当社の代表取締役（代表執行役）社長である橋本 光伸は、新規上場申請のための有価証券報告書（Iの部）及び新規上場申請のための四半期報告書に不実の記載がないものと認識しております。

なお、不実記載がないと認識した理由は以下のとおりであります。

1. 新規上場申請のための有価証券報告書(Iの部)及び新規上場申請のための四半期報告書の作成にあたり、「企業の内容等の開示に関する内閣府令」、「財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」及び「四半期財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」等の関連法令に基づき、全ての重要な点において適正に記載されていることを確認しております。
2. 新規上場申請のための有価証券報告書(Iの部)及び新規上場申請のための四半期報告書の作成において、業務分担と責任部署が明確化されており、適切な業務体制が構築されております。
3. 毎月開催する定時取締役会及び必要に応じて開催する臨時取締役会において、重要な経営情報及び業務執行状況が適切に報告されるとともに、経営上の重要事項の意思決定が適切に行われております。
4. 監査等委員は、監査等委員による取締役会への出席のほか、常勤監査等委員によるその他の重要な会議への出席、監査等委員会の開催、日常の情報収集等を通じて、取締役の意思決定及び取締役の職務執行が適切に行われていることを確認しております。
5. 内部監査室は、監査及び報告の独立性を確保したうえで、内部管理体制の適正性及び有効性を定期的に監査しており、指摘事項及び改善状況等について、その結果を代表取締役社長へ報告しております。
6. 会計監査人である太陽有限責任監査法人による監査において、新規上場申請のための有価証券報告書(Iの部)及び新規上場申請のための四半期報告書の記載内容について、重要な指摘事項が無いことを確認しております。